様式外１

○工事請負業者の指名停止状況

※指名停止期間中のものを掲載しております。

No.	商号又は名称	本店所在地区分	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等	指名停止理由
1	株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンス	県外	６か月	R8.10.30	R9.4.29	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(3)独占禁止法違反行為	株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンスは、株式会社リノシスコーポレーションが設計コンサルタント業務を受託した、複数のマンション大規模修繕工事において、他の施工業者３５社と工事の受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行っていたことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。